

教育課程連携協議会規程

SBI 大学院大学

2020年3月4日 施行

教育課程連携協議会規程

第1条 (目的)

産業界との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施することを目的に、各産業界または自治体の外部有識者の方に委員に加わっていただき、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項について審議する。

第2条 (協議会の構成)

協議会の構成員は、次の各号に掲げる5名の委員とする。

- (1) 研究科長が指名する本学教職員から2名
 - (2) 本学の専攻に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (4) 本法人の教職員以外の者であって、学長等が必要と認める者
- 上記(2)、(3)(4)から3名(ただし、(2)からは1名以上)
- 2 協議会に議長を置く。議長は前項第1号に定める委員から選出する。

第3条 (任期)

委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員を交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 (審議事項)

協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長及び研究科長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

第5条（会議）

協議会は議長が招集する。

- 2 協議会は春学期及び秋学期に各1回開催することを定例とし、議長が必要と認めた場合に開催する。

第6条（手当）

第2条第1項第2号から第4号に掲げる構成員については、次のとおり手当を支払う。協議会1回の出席につき10,000円（交通費を含む）

第7条（事務）

協議会の事務は、大学事務局が担当する。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、役員会の議を経て則り行う。

付則1 この規程は、2020年3月4日から施行する。

この規程は、2020年5月28日から一部改正施行する。